



四国税理士会報

第409号

2020.3.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／清田 明弘
●編集人／松岡 真澄美
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



湧水池の鯉

撮影者 松山支部 萩山 英記

主な記事

部・委員会だより～総務部～

新型コロナウイルス感染症に関する周知について

国税庁より、新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安に関する周知及び従業員が休みやすい環境整備に関する協力依頼がありました。

つきましては、会員の皆様にもこの趣旨をご理解いただき、感染拡大防止にご理解ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかるときのお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

〈参考〉

厚生労働省 HP:「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

税の広場

留学生のアルバイト代に係る所得税の免税措置について

近年、コンビニなどで働く外国人を四国でも見かけるようになった。彼らの多くは、大学や日本語学校、専門学校に通う留学生である。留学ビザを取って来日し、学校へ通いながらアルバイトをしている。アルバイトとして、中国やインドから来日した大学生を雇っている場合、この大学生については租税条約による所得税の免税措置を受けられるのか。

(1) 中国から来日した大学生

専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付又は所得は、免税とされます（日中租税協定第21条）。

したがって、中国から来日した大学生の日本での生活費や学費に充てる程度のアルバイト代であれば、免税とされます。

（注）源泉徴収の段階で免税措置を受けるためには、給与等の支払者を経由して「租税条約に関する届出書」を、その給与等の支払者の所轄税務署長に提出する必要があります（租税条約等実施特例省令第8条）。

(2) インドから来日した大学生

専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、現にインドの居住者である者又はその滞在の直前にインドの居住者であった者が、その生計、教育のために受け取る給付は、免税とされます。ただし、日本の国外から支払われるものに限られます（日印租税条約第20条）。

したがって、インドから来た大学生が受け取る日本でのアルバイトによる所得は、国外から支払われるものではありませんので、免税とされません。この場合、その給与等については、その大学生が居住者か非居住者かの判定を行った上、それぞれの区分に応じた源泉徴収を行うこととなります。

（注）我が国の締結した租税条約の学生条項は、免税とされる給付の範囲等が国によって様々であり、租税条約の適用に当たっては、各国との租税条約の内容を確認する必要があります。

【関係法令通達】

租税条約等実施特例省令第8条、日中租税協定第21条、日印租税条約第20条



税理士証票の提示
会員章の着用
を励行しましよう

お国自慢

高 知

明神 美来（高知支部）

沖縄に負けない海！

高知県の西部、宿毛市からさらに30分程車を走らせる
と柏島がある。

私の息子は、現在18歳であるが、小学校4年生の時
に学校から配られたチラシに掲載されていた柏島の海に
魅せられ、それ以来サマーキャンプに毎年参加している。

高知県は、海、山、川と自然豊かであるが、透明なエ
メラルドグリーンの海に包まれた柏島は、透明度や海の
生物の数も沖縄に匹敵する程である。

そんな柏島に私も一度、子供と一緒に親子キャンプで
訪れた事がある。

船に乗り、美しい柏島の海をクルージングしたり、シュ
ノーケリングで海の生物を観察したり、シーカヤックで
海を一日中堪能した。

また、船釣りで釣りあげた魚、岩場で取った亀の手と
いう怪獣の手のような貝、島で集めた山菜を刺身や天ぶ
らに自分で調理し、皆で夕食を囲んだ。



新鮮な魚や山菜はあつという間
に無くなってしまう程美味しく、
とても贅沢な時間であった。

海の浅い場所は水が無いように
見え、深い場所はエメラルドグ
リーン、海の底まではっきりと見
える程の透明度、宝石のような海
に包まれた島。人々を魅了する奇
跡ともいえる美しい柏島に、皆さん
も一度訪れてみてはどうでしょ
うか。



車中泊

池添 淳
(高松)

車中泊、皆さんはされたことがありますでしょうか。私はここ最近静かなブームとなっている車中泊にハマっており、仕事の息抜きとして行っています。

きっかけは YouTube®。動画内では、40歳前後の方が車で料理をしながらお酒を飲み、その後は映画を楽しみ就寝。翌朝、朝日を眺めながらご飯を食べ帰宅するというものでした。

当初は、「家ですることと何ら変わらないのに…。」と疑問でしたが、その方があまりにもイキイキと楽しむ様子に魅かれ、私もやってみることにしました。

すると、家とは違う非日常空間で行う日常生活がとても新鮮で、宿泊地へと向かう道中

での妙な高揚感や、ホテルであればついつい気になってしまふチェックアウトの時間も全く気にせずにいられるので非常に心地よく、休日前には車中泊でどこかに行けないかとついつい思案してしまうようになりました。一番の良いところはその気楽さです。寝袋さえ車に積んでいればいつでも可能で、宿泊先付近の興味深いスポットやおいしそうなお店を探し、気の赴くまま楽しむことができ、マナーと場所さえ気を付けていれば文句を言わることはまずありません。

印象的だったのは京都の三条駅近くで泊まった時のこと。当日の朝にふと思い立ち、到着後昼からビール片手に平安神宮や南禅寺などの岡崎観光を楽しみ、夕方から夜にかけて祇園の居酒屋さんで舌鼓をうち、締めに京都市役所前駅付近の「玉の湯」という銭湯にてたっぷり浸かったのち、車内でゆっくり眠るというものでした。京都は、現在観光客の増加によりなかなかホテルが取りづらい状況で、かつ、当日ともなれば私には手が出ない価格帯のところしかありませんが、車中泊であれば3,000円ほどでとても快適に過ごすことができ大変満足しました。

先の熊本地震や、昨年の豪雨災害による自宅の倒壊等に伴い、車中泊を余儀なくされた方々が大勢おられたと聞きます。たとえ自身がそのような状況に見舞われても快適に過ごせるよう、これからもマナーを守りながら楽しく実践していきたいです。

認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等にお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所	研修テーマ	講師	受講料	問い合わせ先
全国女性税理士連盟西日本支部	5月2日(土) 10:00~17:00	広島国際会議場「ヒマワリ」 広島市中区中島町1番5号	資産税におけるグレーディングを検証する!! PartII	税理士 笹岡 宏保 氏	一般 8,000円 ※会員 3,000円	横山 佳苗 TEL0823-36-2500

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。



家族旅行

元木 貴士
(高松)

昨年の秋頃に、保育園の卒園記念として少し早いけれど家族で東京ディズニーランドに行きました。ちょうどハロウィンの時期だったため一般のお客さんも仮装することができ、皆さんそれぞれ仮装を楽しんでいる様子。パークのキャラクターなのかお客様なのか、区別がつかないぐらいのクオリティの高さです。

パーク内は、自販機やごみ箱のデザインなど、細かな所までディズニーの世界観が統一されており、まさに別世界。歩き疲れると動かなくなる息子が1日中歩き、アトラクションを楽しみ、パーク内にいるキャラクターを見つけ一緒に写真を撮るなど、大満足のご様子。今までの旅行の中で一番楽しかったと良き思い出になりました。また、昼間や夕方、夜といった時間帯により、照明などの効果でパーク内の雰囲気が大きく変わり、長時間居

ても楽しめるような工夫が多くなされています。IT関連では、スマートフォンアプリによりアトラクションの待ち時間を簡単に確認でき、「ファストパス」という事前にアトラクション等の入場予約ができる待ち時間短縮システムなど、以前よりも利用者の利便性の向上が図られていました。

数々のアトラクションがある中で一番印象的なのが、ディズニーシーでのファンタズミックという大迫力の水上ショー。魔法使いの弟子になったミッキーが悪役達と戦うストーリーがあり、水上スクリーンや光、音、レーザー光線、炎、花火などの特殊効果が駆使され、幻想的な世界が表現されます。ショーの構成には「静」と「動」のメリハリがあり、キャラクターの数も多く子供だけでなく大人も十分に引き込まれ楽しめました。しかし、残念ながらこのファンタズミックが、2020年3月25日に終了予定です。2011年から約9年間も行われたショーもあと残りわずか。次なる新たなショーや「美女と野獣」の新エリア開設などを楽しみに、また行けるように計画したいと思います。

よくある質問Q&A

日税連ホームページ税理士専用ページの ユーザー名(ID)・パスワードについて

Q: 質問内容

日税連ホームページにおいて、「会員専用」との記載がある項目に入室するには、どのようにすればよいですか？

A: 回答

日税連では当該サイト内に「会員専用ページ」を設置し、下記の共通のユーザー名(ID)とパスワードで管理されています。当該会員専用ページに入室する場合や日税連のホームページのご利用の際、ユーザー名とパスワードを求められた場合、ご利用ください。

【ユーザー名及びパスワード】

ユーザー名 (ID) taxnz (半角小文字)
パスワード taxnz (半角小文字)